

川越市における都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第2号に係る、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号4.(2)③に規定する「都市の緑地の保全への配慮」に関する取り扱い

1 次の各号に定める区域内においては、緑地の保全に関する制限等の内容に適合しない場合は、認定を行わない。

- 一 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区
- 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による条例に基づき認可された建築協定の区域
- 三 緑地の保全に関する条例の区域
 - ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項に関すること（緑化計画届出書が提出されていること）
 - ・川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例に適合すること（鴨田地区地区計画（工業団地地区内に限る）においては、緑化率を有すること）
- 四 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域
- 五 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区
- 六 都市緑地法第34条に規定する緑化地域
- 七 都市緑地法第45条に規定する緑地協定の区域

※現在川越市においては、四～七に該当する区域はありません。

2 次の区域内においては、認定を行わない。ただし、都市の緑地の保全が図られていることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

- 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地
 - ・竹野緑地、川越公園（水上公園）